



社 協 会 費



ご協力をお願いします

多治見市社会福祉協議会は、地域住民のみなさまによる活動をサポートするさまざまな地域福祉事業を実施しています。身近な地域福祉事業は、みなさまからの会費が財源になっています。本年度もご理解とご協力をお願いします。

令和8年度はこのような事業に会費を使わせていただきます



地域福祉協議会
運営支援

小学校区ごとに組織される「地域福祉協議会」の運営を支援します。地域福祉協議会では、イベントやカフェの開催、広報紙の発行をします。



ボランティア活動支援
・福祉共育

講座の開催などによるボランティア活動の支援や福祉の心を育てるために市内の小中学校で車いす体験などの福祉体験を開催します。



集いの場づくり
(ひまわりサロン)

生きがいや仲間づくり、介護予防を推進するため、市内にある約130のサロン活動に対して研修会の開催、活動助成金の交付などを行います。



見守り活動の支援

住民が安心して生活できる地域づくりのため、市内全50区の福祉委員の見守り活動の支援として、講座の開催や活動の手引きを発行します。



社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
〒507-0041 多治見市太平町2丁目39-1
電話 0572-25-1134 内線309 企画総務課

目標金額及び協力方法は裏面をご覧ください



ホームページ



フェイスブック



インスタグラム

令和8年度 会費目標金額 13,399,000円

令和7年度協力金額 11,234,000円



社会福祉事業協力金

一世帯あたり 950円

社協会費	320円
共同募金	280円
日赤社資	350円

※目安の金額です

社会福祉事業協力金は、**すべての世帯**に協力をお願いしております。

社協の事業や共同募金、日赤への社資として社会福祉の推進に使わせていただきます。

協力金の納入方法

区長会を通じてもしくは個別にてご協力をお願いしております。

※個別でご協力いただける方は下記までご連絡ください。

(0572-25-1134 内線309)

社協会費で参加できる地域福祉 ～ご協力の目安～

特別会費（個人の方）……………1口 2,000円～

賛助会費（法人・事業所・団体の方）……1口 5,000円～

※特別会費・賛助会費は社会福祉事業協力金とは別に、随時募集しています。

ご賛同いただける方は多治見市総合福祉センター窓口または

お電話（0572-25-1134 内線309）にてご連絡ください。



社協会費は税制上の優遇措置を受けることができます

個人の場合

寄付金・会費はその一部が所得税及び住民税から控除されます。「所得控除制度」と「税額控除制度」のいずれかが適用されます。
（年間で2,000円を超える寄付が対象です。）

法人の場合

法人（賛助会員）による寄付金については、法人税法上の損金算入ができます。
会費の合計額、または特別損金算入限度額のうち、いずれか少ない金額を損金算入することができます。特別損金算入限度額を超える場合、その超える金額は一般寄付金の損金算入限度額内で損金に算入することができます。
（法人税法第37条第1項及び第4項に該当）

詳しくは、右記二次元コードを読み込んでいただくか、
本会ホームページ内の右記「寄付金・社協会費の
税制優遇」バナーをクリックしてください。

